家屋所在地と住所が異なる理由書

令和　　年　　月　　日

清 須 市 長 　様

所有者　住所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

別紙、住宅用家屋証明の申請につき、住所の地番が申請建物の所在地番と異なりますが、下記の理由がありますので、証明書の発行については、配慮くださるようお願いいたします。なお、住宅用家屋証明書交付後、この理由書に虚偽があることが判明した場合には、証明が取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

また、この証明書により、国税等に影響を受けても不服を申し立ていたしません。

記

１　従前からの住所地番を分筆して新築したが、実際に敷地を移転したわけではないので元の地番をそのまま使いたいため。

２　自己又は親族が所有する隣接する敷地（複数筆）内に新築したが従前からの元の住所地番をそのまま使いたいため。

３　土地改良、区画整理等により、一時利用地・仮換地の指定がなされているが、本換地になるまでは従前地の地番をそのまま使いたいため。

４　その他